

平成 30 年 2 月 19 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成30年2月19日(月) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	三谷 勝則
産業課長	岡部 登
消防長	木村 政文
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご参集を頂きありがとうございます。

ただ今より、平成30年第1回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

毎日本当に大変寒い日が続いておりますけど、議員の皆様方におかれましては健康にご留意され風邪などひかないで議員活動にご精励またご活躍いただいていることだと拝察をいたします。

そういう寒い中ではありますが本日は臨時会に全員の議員の皆様方にご出席をいただきましてありがとうございます。

いろいろと議案も提出しておりますので、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして有意義な臨時会となりますことをお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

今日はどうかよろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

只今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成30年第1回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第1回多度津町議会臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議規則第125条の規定により、7番、小川保君、10番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3、議案第1号、多度津町都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、三谷君。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

議案第1号、多度津町都市公園条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。平成29年6月15日の都市公園法の改正に伴い都市公園に設ける運動施設敷地面積の割合について、国の基準を参酌し割合を100分の50に多度津町都市公園条例で制定しようとするものです。

改正内容につきましては、1ページをご覧ください。

「運動施設の敷地面積の基準として第1条の7、令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。」の条文を追加するものでございます。

また、附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第1号、多度津町都市公園条例の一部改正についての、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（村岡 清邦）

これまで条例の改正等については、慎重審議をするということで総務委員会に付託をして議論をさせていただいておったというふうに思いますが。

議事進行で総務委員会の方へ付託をするようにお諮りをいただきたいと思います。

議長（志村 忠昭）

それではちょっと休憩を取ってから答弁いたします。

休憩 午前9時6分

再開 午前9時12分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

ただいま村岡議員の方から、条例の改正ということで総務委員会を開催してくれということでしたので、議案第1号、それから議案第2号について提案説明をした後、総務委員会を開催して、そこで質疑をし決定をして、また本会議にかけるという段取りでいきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第 4、議案第 2 号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、木村君。

消防長（木村 政文）

おはようございます。

議案第 2 号、多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地方分権計画に基づき、人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっていること及び事務内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となることで、原則として 3 年ごとに見直しが行われており、平成 29 年度は見直し年度に該当することから、平成 30 年 4 月 1 日に手数料の標準額の改定を行うため「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正されたことにより、消防法に規定する危険物規制事務の審査に係る手数料等の額が改正されたことに伴いまして、「本条例」の一部を改正して整備しようとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、お手数ですが、別表第 1 を記載しております 3 ページをお開き下さい。

左の表が改正後の（新）、右の表が改正前の（旧）となった新旧対照表となっており、アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。

「区分の欄」をご覧ください。

区分項目の整合性を図るため、3 ページの下から 2 段目の「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」における区分欄の項目から 4 ページまでの 8 項目に「危険物の」及び「のもの」を加え、次に 9 ページをお開きいただきまして、上から 3 段目の「岩盤タンク検査」における区分欄の項目に「特定」を加えようとするものでございます。

続きまして、2 ページにお戻りいただきまして、「金額の欄」の上から 5 段目をご覧ください。消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく「危険物施設設置許可」のうち、準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く）の「貯蔵所の設置許可申請」に係る審査事務手数料の額を 53 万円から 57 万円に 4 万円増額するのをはじめ、以下 5 ページの上から 3 段目の危険物の貯蔵最大数量が 50 万 kℓ以上の「岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」までにかけて 20 項目にわたり、「設置許可」の審査事務手数料を、その貯蔵容量に応じて、それぞれ 4 万円から 30 万円の幅で増額しようとするものでございます。

続きまして同じく 6 ページの金額の欄の下から 3 段目をご覧ください。

消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく「完成検査前検査」のうち、危険物の貯蔵最大数量が、1,000kℓ以上 5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「基礎・地盤検査」に係る、審査事務手数料を 41 万円から 42 万円に 1 万円増額するのをはじめ、以下、9 ページの上から 5 段目の危険物の貯蔵最大数量が 50 万 kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所の「岩盤タンク検査」までにかけて 19 項目にわたり、「完成検査前検査」の審査事務手数料を、その貯蔵容量に応じて、それぞれ 1 万円から 30 万円の幅で増額しようとするものでございます。

同じく 9 ページ「金額の欄」の下から 1 段目をご覧ください。

消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく「保安に関する検査」のうち、危険物貯蔵最大数量が、1,000kℓ以上 5,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「保安に関する検査」に係る審査事務手数料を 31 万円から 32 万円に 1 万円増額するのをはじめ、以下、11 ページの上から 3 段目の危険物の貯蔵最大数量が 50 万 kℓ以上の「岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所」までにかけて 11 項目にわたり、「保安に関する検査」の審査事務手数料をその貯蔵容量に応じて、それぞれ 1 万円から 29 万円の幅で増額しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして施行日は、平成 30 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第 2 号の提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ただいま議案第 1 号、議案第 2 号についての提案説明がありました。この件については慎重審議をするため、今から総務委員会を開催してそこでお諮りしたいと思えます。

それでは休憩をとって、総務委員会に入りたいと思えます。

休憩 午前 9 時 20 分

再開 午前 10 時 42 分

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続き会議を始めさせていただきます。

ここでお諮りいたします。

休憩中に行われました総務教育常任委員会の委員長報告を日程第 7 として追加し、更に順序を変更して直ちに報告したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって総務教育常任委員会委員長報告を日程第7として、直ちに報告をすることに決定をいたしました。

日程第7、委員長報告をいたします。

本日の総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小川保君。

総務教育常任委員会委員長（小川 保）

平成30年2月19日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

議案第1号、多度津町都市公園条例の一部改正について。

議案第2号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正について。

審議結果。

議案第1号及び議案第2号について委員、傍聴議員より。

1つ、都市公園の運動施設等の増築や拡張の場合、用地確保が難しくなり条例で規制すると問題はなくなるのか。

1つ、既存面積が不足した際にどうするのか。また今までそういった事例はあるのか。

1つ、100分の50と言い切ると堀江公園の46%という考え方が出来にくくなるのではないか。

1つ、条例というのは45から55というように幅を持たせた方が運用がしやすくなり、良いのではないか。

1つ、100分の50を超えないという書き方が正しいのではないか。

1つ、今回の消防手数料改正に該当するような施設は町内にあるのか。

1つ、浮き屋根式特定屋外タンクというのは、例えばどのようなものか。

1つ、大型タンクが新たに新設する計画や予定はあるのか。

その他、意見、要望があり、それに対して執行部より。

1つ、多度津町の都市公園は堀江公園ひとつで、今現在46%が運動施設の敷地面積となっている。また、運動施設の拡張は現時点では計画していない。法律改正により国の基準を参酌して現在の状況に合わせて100分の50としたものである。

1つ、現在は46%で拡張計画がないので、国の基準の中で運用させて頂きたいと考えている。

1つ、100分の50というのは上限を決めさせているもので、基本的には100分の50を超えない範囲で整備することとなっている。

1つ、条例よりも上位法の施行令の中で100分の50を超えてはならないという項目がある。

1つ、コンビナートにあるような大型の屋外タンクが対象なので町内には該当する施

設はない。

1つ、坂出にあるコスモ石油のような大型のタンクで、中には危険物が入って屋根が浮いた状態で上下するものである。

1つ、大型タンクの新設の計画はない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第2号については、委員会として原案を可決した。

以上報告いたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第3、議案第1号、多度津町都市公園条例の一部改正についてを再度議題といたします。

これより先程の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（村岡 清邦）

先程の委員長報告には、答弁の中で「100分の50を超えてはならない」というような説明があったと思いますが、それは多度津町の条例の数値を超えてはならないというふうなことの文が上位法に書かれていたというふうに説明があったと思うんですが、そのあたりちょっと確認だけお願いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの村岡議員さんのご質問に対してですが、村岡議員のご指摘のとおり上位法の中で100分の50を超えてはならないという条文がございます。

ですので、その100分の50を参酌し多度津町としてその100分の50を条例で示すものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

私の聞き間違いがあったようですので...

議長（志村 忠昭）

いいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより先程の委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、中田君。

上下水道課長（中田 健二）

議案第3号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止についての提案説明を申し上げます。

香川県広域水道事業体設立準備協議会は平成27年4月1日に、広域的な水道事業等を経営する事業体を設立することを目的として設置されました。

都合7回の協議会を経て、平成29年8月30日には構成団体の首長間で基本協定書が取り交わされ、昨年9月定例会では企業団設置の協議についての議決をいただいております。

平成29年11月1日に総務大臣の許可を得て、香川県広域水道企業団が発足し、平成30年4月1日より事業を開始する運びとなったことから、当協議会を設置した所期の目的は達成されたこととなります。

よって、香川県広域水道事業体設立準備協議会を、平成30年3月31日をもって廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6「協議会を廃止しようとするときは、第252条の2の2第1項から第3項までの例によりこれを行」うとの規定から、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項「協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」との規定により、本議会において議案として上程させていただいたものでございます。

以上簡単ではありますが議案第3号についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成30年2月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第3号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について議会の議決を求めることについて次の点で反対をいたします。

私は、平成29年第3回9月定例会におきまして、議案第18号、香川県広域水道企業団の設置についての水道事業の広域化に対して反対をいたしました。残念ながら多数決で可決されてしまいました。

その後、町民水道利用者負担増の水道料金の値上げがあり、各市町の水道課が当分は存続しますが、やがては我が多度津町の水道課もなくなることであり、北鴨浄水場も廃止の方向で検討されているところでございます。

水の不足分は香川用水で補うこととなりますが、昨年はまとまった断続的な降雨があ

りました。

依然として不安定な香川用水の供給及び用水施設の老朽化など多くの問題が残されており、町民に対しても情報公開が不十分でもあります。

したがって、「水は自治」の立場から、町独自の「おいしい多度津の命の水」を守るためにも、広域化に一步足を踏み出すことには反対の立場ですので、議案第3号、香川県広域水道事業体設置準備協議会の廃止について、議会の議決を求めることに反対をいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを採決いたします。

本案は、原案の通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、本案は、原案の通り可決することに決定をいたしました。

先程の休憩時に、門瀧雄君、及び小川保君から、常任委員の所属変更が、また、金井浩三君から、多度津町行財政改革特別委員の辞任の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。

常任委員の所属変更の件、及び多度津町行財政改革特別委員の辞任を日程に追加し、それぞれ日程第8、日程第9とし、更に、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（村岡 清邦）

ちょっと確認ですが、小川議員が所属を変更するという部分について、どういう風な変更になるのか説明をお願いしたいと思います。

議長（志村 忠昭）

私が言おうかな。

小川さんが総務委員やったのが建産民の方に行きたいということでございますので、建産民の方へ行っていただくということでございます。

議員（村岡 清邦）

先程総務委員会は開催をされたわけですが、小川議員は総務委員会の委員長として

その職責をこれまでしっかりと果たされたというふうに考えています。

そうした責をですね、いや、その職を辞しないままですね、所属変更するのは適当なのかどうなのか、それは総務委員長を辞職をして、そして委員となってその後に所属変更をするというのがたてりではないでしょうか。

議長（志村 忠昭）

たてりとしては村岡議員の言う話も通ると思いますけれども、ここは小川議員が換わりたいということでございますので、この件についても一応問題はないということでございますので。

議員（村岡 清邦）

説明では本人の希望によりということでありましてけれども、私はそのことをもし議会で進めていくのであれば対外的にちょっとまずいのではないかなと。

何か不祥事があって所属の会を変更していただきたいようなことに捉えられても仕方がないのかなというふうに考えられます。

そうすることによって総務委員会を開いた席で辞任をして委員長さんを決めて、所属の委員会を変更するというふうなことにすれば、それはそれなりに本人の希望があったということにはなるとは思います、総務委員長としての仕事が残っておったわけです。それをあえて議長が承認をして、所属変更をするということがあればですね、それは多少何か不自然な不祥事があったのかなというように捉え方も無きにしも非ずですから、私は極めて不自然な今回の進め方でないかなというふうに思います。

ちょっとおかしいんでないですか。

議長（志村 忠昭）

村岡議員が言われておる、ちょっとおかしいんでないですかということやけども、別にここで小川議員が建産民へいくということに関しては、私の方では認めますので。別におかしくはありません。

議員（村岡 清邦）

委員長であるという普通のですね総務委員会の委員であれば、私はそれでかまんとします。

副委員長さんであっても、あるいは委員長であっても総務委員会の職責を持った人が所属変更をするということについてはいささか無理があるというふうに思います。

議長（志村 忠昭）

同じ答弁になりますけども、総務委員長が建産民へいきたいということですので、この件については別に私は問題ないということです。

議員（村岡 清邦）

他にはその委員をですね、変更してくださいという方はいなかったんでしょうか。

議長（志村 忠昭）

建設産業民生常任委員会から門さんが総務常任委員に変更になっております。

議員（村岡 清邦）

事前に打合せをさせていただいた中では、渡邊議員については総務委員会の方に変更してくださいというような申し出をしていたと思いますが、そのことについての判断がなされておりませんが、それはどのように考えていますか。

議長（志村 忠昭）

要望ということで聞いておりますけれども、渡邊議員が総務委員会に入れてくれということですか、要望ということで聞いておりますけれども、それを認めるということまでお話ししてはなかったと思います。

議員（村岡 清邦）

認めるということは言うてないという議長さんからのお話でしたが、所属の変更を認めんのは、議会に募ってその変更については決定をするというふうに私は思っています、所属変更についてはですね。

ただ申し出のあったことについて、ある議員の申し出の部分は聞きましたと、ある議員の申し出については聞きませんでしたよ、それはいささか、私は、それは取り上げていただかないといかんのではないのでしょうか。

議長（志村 忠昭）

常任委員の変更については、本人の申し出がなかったら私としては取り上げることはできませんので。

村岡さんが言うような要望ということで一応渡邊議員を総務常任委員会に入れてくれという話は聞いておりますけれども、それをやっぱりだれか辞任せんといきませんので、総務委員会の人数は限られとるんで。だれか辞任しなければいけないということでございますので、要望ということで聞いておりますので。

このまま会議を進めたいと思います。

議員（村岡 清邦）

もういいです。

議長（志村 忠昭）

日程第8、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務教育常任委員の小川保君から建設産業民生常任委員に、建設産業民生常任委員の門瀧雄君から総務教育常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（村岡 清邦）

先程も申し上げましたとおり、私はその件については討論で反対をさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

変更することにご異議ございませんか。

（「起立でお願いします。」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

これより採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって、常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

日程第9、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、金井浩三君の除斥を求めます。

（金井議員、退席）

議長（志村 忠昭）

本日2月19日金井浩三君から一身上の都合により、多度津町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、金井浩三君の多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を、許可することに決定いたしました。

金井浩三君の除斥を解きます。

（金井議員、着席）

議長（志村 忠昭）

金井浩三君に、お知らせをいたします。

ただ今、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

先程、多度津町行財政改革特別委員会委員の辞任が許可されたことにより、1名欠員が生じております。

ここでお諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を、日程第10として追加し、更に順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を、日程第 10 として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

日程第 10、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

多度津町行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、村井勉君を指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任につきましては、ただ今指名いたしました、村井勉議員を選任することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

総務教育常任委員の所属変更、並びに多度津町行財政改革特別委員の辞任が許可されたことにより、総務教育常任委員会委員長、多度津町行財政改革特別委員会は副委員長が欠けておりますので、これより、暫時休憩して委員会の開催をお願いしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議員（村岡 清邦）

総務教育常任委員会の開催ですが、本来は開会中の総務委員会の開催については議案があれば、そのことについて総務委員会の開催をする。議長さんの計らいによってそうした旨が議運の中で決められて進められていく。今回せっかく総務委員会を開いたにも関わらず、再度総務委員会の開催をする。そして委員長の選任をしたい、そういう申し出のようですが、委員長が欠けても総務委員会は成り立っておるわけです。副委員長さんが在籍をとりましますから、委員長がいなくなっても副委員長がその職務を代行する、そのことについてはいささかの支障もないというふうに私は考えます。今回総務委員会の開催を行うことについては、反対をします。

ただ、多度津町行財政改革特別委員会の開催については、本議会の中ですでに予定もされているようですから、私はその中で採決をすれば、事済むのではないかなというふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（志村 忠昭）

どうやろうかな。

総務教育常任委員会を開催することにご異議ございませんか。これ採決しましょうか。総務教育常任委員会を開催することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって総務教育常任委員会を開くことに決定いたしました。

そこで暫時休憩に入ります。

総務委員会は委員会室にて行いますので、よろしく願いをいたします。

休憩 11 時 16 分

再開 11 時 31 分

議長 (志村 忠昭)

休憩前に引き続き、再開いたします。

総務教育常任委員会委員長には、村井保夫君が選出されましたので、ここでご報告をしておきます。

多度津町行財政改革特別委員会副委員長については、この後、多度津町行財政改革特別委員会を実施しますので、冒頭で副委員長を決めるということでございますので、先程は総務委員会で村井保夫君の総務委員長に就任されることを決めました。

ということで、村井保夫議員よろしく願いいたします。

日程第 6、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選出議員でありました門議員が 2 月 18 日をもって辞職されました。

それに伴う選挙でございます。

選挙を行う議員は、1 名であります。

選挙の方法は投票、あるいは指名推選のいずれの方法といたしたいと思っております。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

選挙の方法につきましては、指名推選によることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、議長が指名することに決定をしました。

中讃広域行政事務組合議会議員に、小川保君を指名します。

お諮りします。

ただいま、私が指名した小川保君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、ただいま指名いたしました小川保君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました小川保君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人である旨の告知をいたします。以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって平成30年第1回多度津町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後11時34分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 30 年 2 月 19 日
第 1 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記